

中止等された文化芸術・スポーツイベントのチケット等を払い戻さず寄附することにより税優遇を受けられる制度の創設について（新規）

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置により、中止等となったイベントのチケット等を購入していた個人が、その払戻しを受けることを辞退した場合に、当該辞退した金額のうち20万円までの金額について、他の寄附金控除と同様の税優遇（所得控除又は税額控除）を受けられる新たな措置が創設されましたので、事務連絡いたします。

事務連絡
令和2年4月30日

各都道府県・指定都市総務部
各都道府県・指定都市文化・スポーツ主管部
文化・スポーツ関係独立行政法人
文化・スポーツ関係団体

御中

文化庁文化経済・国際課
スポーツ庁健康スポーツ課
スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）

指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除について

新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けた措置の円滑な実施を図ることが喫緊の課題となる中、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るための特例措置を講ずること等を目的として、本日、国会において、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和2年法律第25号。以下「改正法」という。）等が可決・成立し、公布されました。

改正法等においては、政府の自粛要請等を受けて文化芸術・スポーツイベントの中止、延期又は規模の縮小（以下「中止等」という。）が相次いでいる中で、文化芸術・スポーツ活動への支援の動きを後押しするため、中止等となったイベントのチケット等を購入していた個人が、その払戻しを受けることを辞退した場合に、当該辞退した金額のうち20万円までの金額について、他の寄附金控除と同様の税優遇（所得控除又は税額控除）を受けられる措置を講じております。

本制度において、指定対象となるイベントの主催者が本申請を行うか否かは任意ですが、主催者の活動を後押ししたいという個人の期待に応えていただく観点から、できる限り多くの主催者に申請いただけることが望まれます。

つきましては、本事務連絡及び添付の主催者向けガイドライン等について、関

係団体・機関等に対しても周知いただき、積極的に申請いただきますようお願いいたします。また、都道府県・指定都市 文化・スポーツ行政主管部におかれては、域内の市区町村文化・スポーツ主管部その他の関係機関に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

なお、個人住民税の寄附金税額控除については、総務省自治税務局市町村税課より別に通知している（総税市第24号）とおり、都道府県又は市区町村の条例で定めるものを対象とすることとされているところ、都道府県・指定都市 総務部におかれては、条例指定に当たって、制度の趣旨に鑑み、可能な限り幅広くご検討いただきますようお願いいたします。また、都道府県内市区町村に対して、この旨を周知いただきますようお願いいたします。

添付資料

- 添付資料1 指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除に係るガイドライン
- 添付資料2 チケット寄附税制についての申請者向けQ&A（4月30日版）
※随時更新します
- 添付資料3 改正法及び関連法令
- 添付資料4 本制度に関するパンフレット

参考資料

- 本税制に係る文化庁・スポーツ庁のHP
 - ・新型コロナウイルスの影響を受ける文化芸術関係者に対する支援情報窓口
https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/2020020601.html
 - ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00008.html
- ※資料の更新等があった場合は、こちらのHPに随時掲載します。

- 本税制に係る相談窓口
 - ・共通メールアドレス : ticket-kifu@mext.go.jp
 - ・文化庁 本件税制担当（文化芸術に関すること）
電話 : 03-5253-4111（内線:4764）
 - ・スポーツ庁 本件税制担当（スポーツに関すること）
電話 : [観戦チケット関連] 03-5253-4111(内線:2686)
[イベント参加料関連] 03-5253-4111(内線:2688)

本件連絡先
共通メールアドレス
ticket-kifu@mext.go.jp
文化庁 本件税制担当
03-5253-4111（内線:4764）
スポーツ庁 本件税制担当
[観戦チケット関連]
03-5253-4111（内線:2686）
[イベント参加料関連]
03-5253-4111（内線:2688）

指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権を放棄した場合の寄附金控除 又は所得税額の特別控除に係るガイドライン

令和2年4月30日
文 部 科 学 省

目次

1. 本制度の趣旨及び概要について
 2. 指定対象となる行事（イベント）について
 3. 指定申請に係る具体的な事務手続について（STEP1）
 4. 主催者の証明書発行に係る具体的な事務手続について（STEP2）
 5. 参加予定者の申告手続について（STEP3）
- 別添 各種様式

1. 本制度の趣旨及び概要について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた措置を円滑に実施することが喫緊の課題となっている中、政府の自粛要請等を受けて文化芸術・スポーツイベントの中止、延期又は規模の縮小（以下「中止等」という。）が相次いでいます。そうしたイベントについて、チケット等を購入した個人がその払戻しを受けることを辞退した場合に他の寄附金控除と同様の税負担の軽減を行う特例措置を講じることにより、文化芸術・スポーツ活動への支援の動きを後押ししようとするものです。

本制度では、中止等された文化芸術・スポーツイベントのうち一定の要件を満たすものを文部科学大臣が指定します。当該指定を受けたイベントの参加予定者（定義は後述）である納税者が、チケット等の払戻しを受けずに当該イベントの主催者に寄附する場合、そうした払戻額（年間合計で20万円を上限とする。）について、所得控除又は税額控除のいずれかを選択して税優遇を受けることが可能になります。

2. 指定対象となる行事（イベント）について

- (1) 指定対象となる行事（イベント）は、以下の全ての要件を満たすものとなります。
- ① 文化芸術又はスポーツに関するものであること。
 - ② 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された又は開催する予定であったものであること。
 - ③ 不特定かつ多数の者を対象とするものであること（注1）。
 - ④ 日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること（注2）。
 - ⑤ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に

中止等されたものであること（注3）。

- ⑥ 中止等の場合には、入場料金・参加料金等の対価の払戻しを行う規約等があるもの又は現に払戻しを行っているものであること。

【注意】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止等されたイベントであっても、入場料金等の払戻しを行う旨の規約等がなく、かつ、払戻しを現に行っていないものは、本制度の対象外となります。

（注1）不特定かつ多数の者を対象とするものとは、広く一般にチケット、入場券、イベント参加券等（以下「チケット等」という。）が販売されており、数名以上の者の参加が想定されていたものを指します。参加予定者が特定の者に限定される場合は、本制度の対象とはなりません。なお、本ガイドラインにおける「参加予定者」とは、対価を払って、当該イベントにおいて、見る、聴く又は参加することを予定していた者で、チケット等の購入費用を負担した者を指します。

（注2）仮想空間上でのみ開催するイベントについては、本制度の対象とはなりません。

（注3）イベントの中止等について対外的に告知していることを前提とします。

（※）具体的なイベントの種類に応じた適否については、別途文化庁・スポーツ庁HPにて公表するQ&Aも参照ください。

（2） ただし、以下の①～⑥のいずれかに該当する場合又は将来にわたって該当しないことを確約できない場合は、上記（1）①～⑥の要件の全てを満たす場合であっても、指定対象外となります。

- ① イベントの主催者である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）その他の反社会的勢力であること又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）に、暴力団その他の反社会的勢力の構成員、関係者に該当する者若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）が一人以上いること
- ② 暴力団員等がイベントの主催者の事業活動を支配している又は実質的に事業活動に関与していると認められる関係を有すること
- ③ イベントの主催者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団その他の反社会的勢力又は暴力団員等を利用するなどしていること

- ④ イベントの主催者の役員等が、暴力団その他の反社会的勢力又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること
- ⑤ イベントの主催者の役員等が、暴力団その他の反社会的勢力又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること
- ⑥ イベントの内容等に法令に違反する行為が見られること

(3) 「主催者」とは、参加予定者による請求権の放棄がなければ払戻しを行っていた者であり、当該イベントの開催について最も大きな責任又は利益を有する者を指します（個人・法人・団体等の形態や、当該個人・法人・団体等の国籍を問うものではありません。）。複数の主催者が存在する場合もあると考えられますが、本制度の運用上、代表する一の者に限定して申請を行ってください。

(4) 主催者が独立行政法人、公益法人、認定NPO法人等である場合は、既に、既存の寄附税制の枠組みで寄附金控除を受けることが可能ですが、主催者が税額控除寄附の対象となっていない法人である場合には、本制度を活用することで、税額控除の適用を受けることができますようになります。

既存の寄附税制の対象となっている法人におかれては、納税者の利便のため、払戻請求権放棄証明書（後述）を交付する際、様式に沿って、現行の寄附金所得控除、寄附金税額控除の対象にもなる旨を証明書に記載するようお願いいたします。

(※) 主催者が地方公共団体であるイベントについては、別途文化庁・スポーツ庁HPにて公表するQ&Aも参照ください。

3. 指定申請に係る具体的な事務手続について (STEP1)

(1) 自ら開催するイベントについて本件特例の対象として申請したいと考える主催者は、所定の申請受付フォームに(2)の必要記入事項を入力・必要添付書類をアップロードの上、文部科学省に対して、申請（送信）を行ってください（注）。申請は、令和2年5月1日（金）から受付を開始します。

（注）現在、専用の申請受付フォームを準備中です。申請受付開始日より当面の間は、以下の方法により申請ください。

○ 必要記入事項について

下記のURLにアクセスし、フォームに必要記入事項を入力の上、送信してください。

<https://pf.mext.go.jp/admission/index/input.html>

○ 必要添付書類について

フォーマットに必要記入事項を入力・送信後、必要添付書類の一式を、以下のメールアドレスに送付してください。

ticket-kifu@mext.go.jp

その際、メールのタイトルを、「【指定申請】●月●日 主催者名」（●月●日は、必要記入事項の送信を行った日付）とし、メールの本文に、必要記入事項②、④として入力したイベントの名称と場所を記載してください。

またどの書類が必要添付書類①～⑤のいずれに該当するかが分かるよう、ファイルのタイトル又は書類の右肩に明記してください。

(2) 必要記入事項、必要添付書類は、以下のとおりです。

【必要記入事項】

- ① イベントの種類（多肢選択式）
- ② イベントの名称（対外的に告知している正式名称及び20文字以内の略称）
- ③ イベントが行われた又は行うこととされていた期間
- ④ イベントが行われた又は行うこととされていた場所（名称及び住所）
- ⑤ チケット等の販路（多肢選択式）
- ⑥ 主催者の氏名又は名称
- ⑦ 主催者の住所等又は主たる事務所等の所在地
- ⑧ 2（2）①から⑥までのいずれにも該当しないことの宣誓
- ⑨ 連絡先（電話番号、e-mail）・担当者の氏名

【必要添付書類】

- ① イベントの概要・中止等の取扱いが分かる資料（対外的に告知しているもの）
（※）必要記入事項②～④として入力したイベントの名称、開催期間及び開催場所並びにイベントを実際に中止等したことが分かるもの。
- ② 会場の利用契約書の写し（自己保有の会場を使用する場合は、会場図）
- ③ 当該イベントに係るチケット等の種別及び金額が分かる資料
- ④ チケット等の販売実績が分かる資料

⑤ 払戻しに係る事項（払戻しに係る規約等、払戻期間、払戻額）が分かる資料

(※) 申請の内容について、文部科学省から申請者に対し、照会を行うことがあります。また、申請の内容によって必要と認められる場合は、追加の資料の提出を依頼する可能性があります。

(3) 政府による外出自粛要請等に伴い、必要添付書類の提出が困難な場合には、必要記入事項の入力・送信のみによる「仮申請」を受け付けます。受け付けた行事・主催者については、文化庁・スポーツ庁のHPにて随時公表いたします。仮申請が行われた時点で文部科学省の審査を開始しますが、指定に当たっては添付書類の提出が必須となるため、仮申請後、速やかに添付書類の提出をお願いします。

(4) 一定の審査期間（基本的に長くとも1か月程度）を経た後、文部科学省より主催者（申請時に記入された連絡先）に対し、メール等の手段により、指定の有無を通知いたします。また、文化庁・スポーツ庁のHPにおいて、指定したイベントの一覧（申請時に必要記入事項として入力された②～④、⑥及び⑦の情報。ただし、主催者が個人の場合は、⑦を除く。）を公表します。

(5) 文部科学省は、指定したイベントの主催者に対して、指定行事証明書を発行します。当該証明書は、(4)の通知の際、当該メール等に添付する形で送付します。

(6) 指定を受けた主催者は、HP等を通じて参加予定者に対し、積極的に本特例の周知を行うよう努めてください。

4. 主催者の証明書発行に係る具体的な事務手続について (STEP2)

4-1 指定を受けた日以後に行われる払戻請求権の放棄について

(1) 主催者は、文部科学大臣による指定を受けた後、その旨を対外的に広報するとともに、払戻請求権の放棄の申請を受け付ける連絡先を設けてください。

(2) 当該連絡先に対し、チケット等の購入者から別添の様式1の例などにより（注1）、払戻請求権の放棄の申請が行われた場合、主催者はその内容を確認の上、チケット等の購入者に対し、

① 別添の様式2による払戻請求権放棄証明書（原本）（注2、3）

及び

② STEP1で文部科学省から交付を受けた指定行事証明書（写し）（注4）を交付してください（注5）。

(注1) チケット等の購入者からの申請は必ずしも様式1による必要はありません。
任意の方法にて、様式1に記載の内容について申告を受けてください。

(注2) 払戻請求権放棄証明書は、様式2をそのまま用いてください。

払戻請求権放棄証明書をメールやウェブサイトからのダウンロードを通じて発行することを予定している主催者につきましては、以下の点にご留意ください。

- ・ 払戻請求権放棄証明書のデータを印刷した書類は、原本ではありませんので、確定申告に必要な証明書に該当しません。
- ・ 払戻請求権放棄証明書（紙）の発行依頼があった場合には、郵送で払戻請求権放棄証明書を発行してください。
- ・ メールやダウンロードで発行するデータが国税庁の指定するフォーマットであれば、後日の郵送が不要となります。詳細は国税庁リーフレットや国税庁ホームページをご確認ください。

(注3) 今回の特例の対象者は、チケット代金を負担した者となりますので、チケット等の購入者が、他の参加予定者のチケットを立て替えて購入している場合には、当該参加予定者（複数の場合は、各参加予定者。）について払戻請求権放棄証明書を作成し、チケット等の購入者に交付してください。

(注4) 指定行事証明書（写し）については、指定行事証明書のデータを印刷した書類でも確定申告に必要な書類に該当しますので、後日の郵送は不要です。

(注5) 認定NPO法人や公益社団法人など既存の寄附税制の対象とされている法人におかれては、既存の寄附税制を受ける者に交付している書類（寄附の受領証は除きます。）も発行してください。

(3) 主催者は、チケット等の購入者から払戻請求権の放棄の申請を受けた際、自身や委託先などの購入履歴を確認する、チケット現物を回収する、チケットの払戻しに係る郵便振替払出証書を回収する等の手段により、払戻請求権の有無を必ず確認してください。

(4) 主催者は、(2)において払戻請求権放棄証明書を交付した場合には、その交付に係る情報（その交付した日付や証明書に記載された内容）を交付した日の属する年の翌年1月1日から5年間保存してください（保存の形態は、紙・電子を問いません）。

(5) 今回の税優遇の対象となるのは、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催予定であったイベントについて、令和2年2月1日から令和3年12月31日までの間に行われた払戻請求権の放棄です。

4-2 指定を受けた日以前に行われた払戻請求権の放棄について

- (1) 指定を受けた時点で、既に払戻期限が過ぎているイベントについても、
- ① 当該払戻期限到来前に、主催者に対する寄附の意思を表明し、払戻請求権を放棄した参加予定者
又は
 - ② 当該払戻期限到来前に払戻し請求を行わなかった者であって、主催者への寄附の意思を有していた旨を事後的に宣誓書（別添の様式3を参照）等により主催者に示した参加予定者
- については、本制度の対象となります。申請を行う個人が①又は②に該当することについては、4-1（3）に準じ、主催者において必ず確認してください。

- (2) こうした参加予定者に対する証明書発行に係る具体的な事務手続は、4-1（1）、（2）、（4）、（5）と同様です。

4-3 既に払戻しを受けた参加予定者からの遡及的な払戻請求権の放棄について

- (1) 既に払戻請求権の行使をした参加予定者（自動払戻システムにより払戻しを受けた者を含む。）であっても、以下の要件を共に満たす場合は、本制度の対象となります。
- ① 令和2年2月1日から令和2年10月31日までの間に払戻請求権の行使をした参加予定者であること
 - ② 払戻請求権の行使をした日から令和3年1月29日までの間に、①で払戻しを受けた金額以下の金額を主催者に対して寄附したこと
- (2) 申請を行う個人が①に該当するか否かについては、チケットの購買データを確認する、クレジットカード会社からの返金記録の提出を求める、申請者本人からの自己申告を受ける（別添の様式4を参照）等の手段により、主催者において確認してください。
- (3) こうした参加予定者に対する証明書発行に係る具体的な事務手続は、原則として4-1（1）、（2）、（4）と同様ですが、4-1（2）にあっては、様式4の例などによって申請を受け付けてください。また、払戻請求権放棄証明書に、①②に該当する事実（参加予定者が払戻請求権の行使をした年月日、主催者に寄附した年月日及び寄附した金額）を記載ください。

5. 参加予定者の申告手続について (STEP3)

- (1) 本制度による税制の優遇を受けようとする参加予定者は、税務署に対し、STEP2で交付された①払戻請求権放棄証明書及び②指定行事証明書の写しを用いて、確定申告を行うことが必要です。
- (2) 主催者におかれましては、上記①及び②の証明書の交付の際に、別添のリーフレットなどを活用し、次の点について参加予定者への周知をお願いします。
- ・ 本制度による税制の優遇を受ける場合には確定申告が必要であること
 - ・ 確定申告に当たっては、上記①及び②の証明書のほかに、マイナンバーカードなどの本人確認書類、申告する年分の給与所得の源泉徴収票などが必要であること
 - ・ 確定申告は、e-Tax（国税電子申告・納税システム）により、スマートフォン等から行うことも可能であり、e-Taxで申告した場合には、申告に必要な内容を入力して送信することにより、上記①及び②の証明書の提出を省略することができること
- (※) ふるさと納税を行っている方で、本制度による税優遇を受けるために確定申告を行う参加予定者は、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けることができませんので、本制度による寄附金控除と併せてふるさと納税に係る寄附についても申告してください。

(以 上)

【本ガイドラインに関する問合せ先】

E-mail : ticket-kifu@mext.go.jp

TEL :

文化庁 本件税制担当 03-5253-4111 (内線 : 4764)

スポーツ庁 本件税制担当

[観戦チケットの払戻しについて] 03-5253-4111 (内線 : 2686)

[イベント参加料の払戻しについて] 03-5253-4111 (内線 : 2688)

別添 各種様式

様式 1 : チケット等の購入者からの払戻請求権放棄の申請に係る様式例

様式 2 : 払戻請求権放棄証明書の様式

様式 3 : 参加予定者が払戻請求権の放棄の意思を有していたことの宣誓に係る様式例

様式 4 : 参加予定者がチケット等の払戻しを既に受けた者である場合の申請に係る様式例

(様式1) チケット等の購入者からの払戻請求権放棄の申請に係る様式例

提出日 令和 年 月 日

_____ 御中
(行事主催者の氏名又は名称を記入)

払戻請求権放棄に係る申請書

申請者氏名 _____
住所 〒 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

行事の名称 _____

行事が行われた又は行うこととされていた期間

行事が行われた又は行うこととされていた場所

行事主催者の氏名又は名称

放棄した者の氏名及び金額等

放棄した者の氏名	券種	チケット等の金額	放棄した金額

(様式 2) 払戻請求権放棄証明書の様式

整理番号
令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 5 条第 1 項に規定する入場料金等の払戻請求権の全部又は一部の放棄をした旨の証明書 (払戻請求権放棄証明書)

行事の名称 _____

行事が行われた又は行うこととされていた期間

行事が行われた又は行うこととされていた場所

行事主催者の氏名又は名称 _____

行事主催者の住所等又は主たる事務所等の所在地

行事の種別 (該当する項目にチェックを入れてください)

- 国が主催した行事
- 都道府県が主催した行事
- 市区町村が主催した行事
- 日本赤十字社支部・共同募金会が主催した行事
- 認定NPO法人等が主催した行事
- 公益社団法人又は公益財団法人等が主催した行事
- 特定公益増進法人等が主催した行事
- 一般事業者等の主催者等が主催した行事

上記行事に係る指定行事証明書の発行番号 _____

チケット等の払戻請求権を放棄した者の氏名 _____

チケット等の払戻請求権を放棄した金額 _____ 円

チケット等の払戻請求権を放棄した年月日 _____ 令和 年 月 日

〔
チケット等の払戻しをした後に寄附の申し出があった場合
払戻しを受けた金額以下の寄附をした者の氏名 _____
チケット等の払戻し請求権が行使された年月日 _____ 令和 年 月 日
払戻しを受けた金額以下の寄附金の額 _____ 円
払戻しを受けた金額以下の寄附をした年月日 _____ 令和 年 月 日
〕

主催者名 (代理発行 : 代理発行者名) 印

(様式 3) 参加予定者が払戻請求権の放棄の意思を有していたことの宣誓に係る様式例

払戻請求権放棄に係る宣誓書

私は、中止等により払戻しが行われた下記行事に係るチケット等について、払戻期間中に払戻しを受けませんでした。これは主催者への寄附の意思を有していたことによるものであることをここに宣誓します。

記

行事の名称 _____

行事が行われた又は行うこととされていた期間

行事が行われた又は行うこととされていた場所

行事主催者の氏名又は名称

チケット等の券種及び金額
券種 _____
金額 _____ 円

提出日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

署名（自署） _____

住所 〒 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

(様式4) 参加予定者がチケット等の払戻しを既に受けた者である場合の申請に係る様式例

提出日 令和 年 月 日

御中

(行事主催者の氏名又は名称を記入)

既に払戻しを受けた参加予定者による寄附に係る申請書

私は、既にチケット等の払戻しを受けましたが、この度、下記のとおり寄附を行いたいの
で、申請します。

記

払戻しを受けた行事の名称

行事が行われた又は行うこととされていた期間

行事が行われた又は行うこととされていた場所

行事主催者の氏名又は名称

チケット等を購入した方法 (該当する項目にチェックを入れてください)

- 上記行事主催者からの直接購入
- プレイガイドからの購入 (プレイガイドの名称: _____)
- その他 (_____)

払戻しの日時・方法 (該当する項目にチェックを入れてください)

<日時>

払戻しを請求した日 令和 年 月 日

<方法>

- クレジットカード会社による払戻し
- 郵便振替払出証書による払戻し
- 窓口又はコンビニエンスストアでの払戻し
(窓口又はコンビニエンスストアの名称及び場所: _____)
- その他 (_____)

払戻しを受けた金額以下の寄附額

_____ 円

氏名 _____

住所 〒 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

チケット寄附税制に係る申請者向けQ & A（4月30日版）

文化庁・スポーツ庁

※このQ & Aは随時更新していきます。

設問番号	項目	質問	回答
問1	指定要件①	文化芸術・スポーツイベントと認められる基準は何か。	○ 新型コロナウイルスの感染拡大防止措置の円滑な実施という観点も踏まえ、文化芸術・スポーツに関連するものであれば幅広く対象とすることを想定しております。
問2	指定要件①	映画館、博物館（美術館・動物園・水族館含む）、テーマパーク等の観覧は、文化芸術・スポーツイベントに含まれるのか。	○ 映画館、博物館（美術館・動物園・水族館を含む）、テーマパーク等の観覧チケット等についても、新型コロナウイルスの感染拡大防止の措置のために閉館・休園となり、前売りチケットの購入者に払戻請求権が発生した場合には対象となります。
問3	指定要件①	カルチャースクール・スポーツジムなど、繰り返し開催されているイベントについても対象となるのか。	○ 文化芸術・スポーツに関連するイベントであって、その他の要件を満たすものであれば、対象となります。
問4	指定要件①	文化芸術・スポーツに関するシンポジウム、講演会も対象となるのか。	○ 文化芸術・スポーツに関連するイベントであって、その他の要件を満たすものであれば、対象となります。
問5	指定要件①	文化芸術に係る催しと共に、旅行や食事などとパッケージで提供しているイベントについても対象となるのか。	○ 文化芸術・スポーツに関連するイベントであって、その他の要件を満たすものであれば、対象となります。
問6	指定要件②	新型コロナウイルスの感染防止に係る自粛要請が解除された後のイベントについても対象となるのか。	○ イベントの開催時期については、令和2年2月1日以後、令和3年1月31日までに開催する予定だったものを対象としており、例えば、全国レベルでの自粛要請が解除された後だが地方公共団体レベルでの自粛要請は続いているような状態で中止等されたイベントも含まれます。
問7	指定要件③	ファンクラブ会員向けのイベントや商品特典チケットの保有者向けのイベントは、不特定かつ多数の者を対象としたものとして認められるか。	○ ファンクラブの会員権や特典チケットがついている商品が一般に公開された手続きに則って募集されているものであれば、ファンクラブ会員や特典チケット付き商品購入者向けのイベントであっても、不特定かつ多数の者を対象とするイベントとして認められます。ただし、要件⑥のとおり、対価の払戻しが行われるものである必要があることに留意ください。
問8	指定要件④	仮想空間で開催されたイベントについては対象となるのか。	○ 本制度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の円滑な実施という観点を踏まえ、実際に人が集まるイベントを念頭に置いて対象とすることとしており、仮想空間上でのみ開催されたイベントについては対象としません。 ○ ただし、当初は実際に人が集まるイベントとして開催予定だった公演・試合等を無観客で配信したもののや、仮想空間上での公演・試合等を見るために、実際の会場を準備して開催する予定だったものについては、日本国内で開催予定のイベントとして認められます。
問9	指定要件⑤	新型コロナウイルスの感染拡大防止以外の要因でイベントが中止等となった場合は対象となるのか。	○ 本制度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の円滑な実施という観点を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由とした中止等に限定することとしており、他の要因（出演者・出場者・運営者・会場の事情など）によって中止等となったイベントについては対象としません。
問10	指定要件⑤	延期後にイベントを行う時期は、いつでもかまわないか。	○ 延期したイベントの当初の開催予定日が、令和2年2月1日～令和3年1月31日の間であれば、延期先の日程に関わらず、対象となります。
問11	指定要件⑤	規模縮小して開催したイベントについては、どの程度規模を縮小していればよいかの目安はあるのか。	○ 典型的には無観客公演や無観客試合などを想定しておりますが、縮小の規模感は問いません。それによって（全員でなく一部であっても）参加予定者に払戻請求権が発生しているなど、その他の要件を満たす必要があります。
問12	指定要件⑥	「入場料金・参加料金等の対価の払戻しを行う規約等があるもの」の「等」では、どのようなものが想定されているか。	○ チケットの券面等に、払戻しを行う旨を表示してある場合や、事前に規約を設けていなかったものの、実際に中止等となり、今後払戻しを行う旨をHPで予告しているものなどを想定しています。
問13	主催者要件	自治体が主催するイベントについては、対象となるのか。	○ 自治体主催する行事の中止等に際し、当該行事のチケットに係る払戻請求権の放棄をし、当該放棄額を主催者である自治体に寄附した場合は、自治体への寄附として扱われることになります。 ○ そのため、今回の措置による指定行事の申請に当たり、行事の主催者に自治体が含まれる場合には、当該自治体とよくご相談いただいた上で、申請の要否をご検討ください。自治体とご相談の上でも、申請について悩まれる場合には、今回の措置に係る申請窓口にご連絡ください。
問14	主催者要件	既存の寄附金控除（所得控除又は税額控除）が認められている公益法人等が主催するイベントについては、本制度の対象となるか。	○ 主催者が公益法人等（独立行政法人、公益法人、認定NPO法人等）である場合は、既に、既存の寄附税制の枠組みで寄附金控除を受けることが可能ですが、主催者が税額控除寄附の対象となっていない法人である場合には、本制度を活用することで、税額控除の適用を受けることができるようになります。
問15	主催者要件	イベントの開催について最も大きな責任又は利益を有する者どのように特定すればよいか。	○ イベントによって様々ですので一概には申し上げられませんが、原則として、主要な費用である①出演料・出場料、②会場費及び③制作費の合計の大半（過半数）を支弁している者、換言すれば、公演が延期・中止等になった場合に主たる債務のリスクを負っている者となります。 ○ 開催された場合の利益配分の考え方に応じて、各イベントごとに関係者と調整の上、必ず一つの主催者に絞り込むようにしてください。
問16	STEP1	同じ名称の公演・試合等を複数の日程で開催している場合、開催日毎に申請を行わなければならないのか。	○ 同じ主催者が同じ場所で実施している複数の公演・試合等がある場合は、主催者の判断により一つのイベントとして申請していただいても構いません。ただし、公演や試合毎にイベントの名称や開催場所が異なる場合は、それぞれ別のイベントとして申請してください。
問17	STEP1	シーズンチケット代の払戻請求権の放棄を税優遇の対象にしたが、どうすればよいか。	○ シーズンチケットの対象試合の中に文部科学大臣の指定行事が含まれており、当該指定行事の中止等に伴い当該シーズンチケットの払戻請求権が生じている場合には、対象試合の全てが中止等となっていなかったとしても、当該払戻請求権が生じている部分の放棄について今回の措置の対象と取り扱うことができます。
問18	STEP1	一部のチケット等だけを今回の制度の対象とすることは可能か。	○ 本制度に係る文部科学大臣の指定は、チケット等についてではなくイベントについて行うものです。そのため、法令上や文部科学大臣の指定においては、チケット等ごとの取扱いに差を設けることはしていません。 ○ 指定を受けたイベントについて、参加予定者が購入したチケット等の種類によって税優遇を受けられるか否かが変わるのとは本来合理的ではないことから、原則として、当該イベントに関する全てのチケット等について、参加予定者からの申請受付・証明書発行事務を行っていることが適当と考えられます。 （※）ただし、一部の種類のチケットについて、購入・払戻しの履歴を確認することが困難である等のやむを得ない事情がある場合に、当該種類のチケットについて参加予定者からの申請を受け付けないことを妨げるものではありません。その場合、参加予定者への便宜のため、その旨を主催者のホームページ等であらかじめ周知してください。
問19	STEP1	複数の文化芸術・スポーツの種類にまたがるイベントの場合は、どの種類を選択すればよいか。	○ イベントの実態に応じて、最も適切な種類の一つをお選びください。

チケット寄附税制に係る申請者向けQ & A（4月30日版）

文化庁・スポーツ庁

※このQ & Aは随時更新していきます。

設問番号	項目	質問	回答
問20	STEP1	包括契約等により申請するイベントに係る会場利用契約書が存在しない場合は、包括契約書類等を提出しても構わないか。	○ 申請するイベントについて、当該会場を使用する予定だったことが分かる資料であれば、構いません。
問21	STEP1	自己所有の会場を使用した場合に提出が必要となる会場図とはどのようなものか。	○ イベントの開催に当たって、対外的に告知している会場に関する地図などがあれば、当該資料をご提出ください。そのようなものがなければ、当該会場のレイアウト図や外観写真などに関する資料をご提出ください。
問22	STEP1	チケットの販売実績に係る資料については、確定した実績を記入しなければならないのか。また、券種ごとの実績を示す必要があるか。	○ 申請時において見積もることが可能な実績であって、概算でも構いません。また、申請するイベントに係るチケット等の販売総数を提出いただければ、券種ごとの数を計上いただく必要はありません。
問23	STEP1	仮申請を行った後に、申請を取り下げることが可能か。	○ 可能です。その際、仮申請時に登録したメールアドレスから申請窓口あてにその旨をご連絡ください。（お電話では受付できません。）
問24	STEP1	仮申請後、いつまでに添付資料を提出すればよいのか。	○ 速やかな提出をお願いしておりますが、外出自粛要請等の状況に応じて柔軟に対応いたします。 ○ ただし、法律施行から6か月が経過した後に払戻しを受けた者は、事後的に主催者に払戻分を返還しても放棄とみなされず、特例の対象にならない（経過措置の適用を受けられない）こと等にご留意ください。また、イベント参加予定者が確定申告を行うまでに指定行事証明書及び払戻請求権放棄証明書を発行することが必要なことから、放棄した翌年の1月31日までに提出いただくようお願いいたします。
問25	STEP1	指定を受ける前から、本優遇措置に対して申請していることを広報しても良いか。	○ 構いません。なお、必要記載事項を登録いただいた段階で、仮申請を受け付けたイベント・主催者については、文化庁・スポーツ庁のホームページ上に掲載させていただきます。
問26	STEP2	指定を受けたことについて、主催者から直接ではなく、関連事業者に参加予定者への情報提供等を依頼しても構わないか。	○ 構いません。
問27	STEP2	参加予定者の払戻請求権放棄の意思確認や証明書発行の事務を第三者に委託しても構わないか。	○ 証明書の発行主体は主催者である必要がありますが、事務手続きについては第三者に委託しても構いません。
問28	STEP2	参加予定者の払戻請求権には、主催者以外の者が徴収しているチケット発行手数料も含まれるのか。	○ 今回の措置では、申請のあった主催者と参加予定者の間に発生している払戻請求権を対象としており、関係事業者（プレイガイドなど）がチケット発行に当たって参加予定者から徴収している手数料等は、当該請求権に含まれません。 ○ 参加予定者の便宜のため、主催者は払戻請求権の放棄を受け付けるにあたって、チケット発行手数料等が払戻請求権に含まれない旨を、周知してください。
問29	STEP2	具体的に、払戻請求権放棄の申請者が、払戻請求権を有する者であることをどのように確認すればよいのか。	○ 自身や委託先などの購入履歴を確認する、チケット現物を回収する、チケットの払戻しに係る郵便振替払出証書を回収する等の方法によりご確認ください。基本的には、払戻しを行う際に購入者であることを確認されると思いますので、その方法を用いていただくことになるものと考えております。
問30	STEP2	チケット等がQRコードなど電子チケットで発行されている場合であっても構わないか。	○ 電子チケットであっても、主催者が入場料金等が支払われたことを確認できる証憑として認めるものであり、当該チケットを独占的に使用できる者が払戻請求権を保有していると認められるのであれば、構いません。
問31	STEP2	チケットではなく、カタログやリストバンドなどを入場に必要なものとしている場合でも構わないか。	○ チケットでなくても、主催者が入場料金等が支払われたことを確認できる証憑として認めるものであり、当該物品を保有している者が払戻請求権を保有していると認められるのであれば、構いません。 ○ ただし、その場合であっても、当該物品を回収するなどの方法により、申請者が払戻請求権を有することをご確認ください。
問32	STEP2	払戻を行っていないチケットの原本を保有しており本特例措置の適用を受けたいと考えているが、記念のためチケットを保有しておきたいという参加予定者がいるため、回収せずに確認しても構わないか。	○ 参加予定者からの払戻請求権の放棄に係る申し出を受ける際には、原則としてチケット等の原本を一度回収した上で、ご確認ください。 ○ もし参加予定者から当該チケットの返還の希望がある際には、チケット等の原本を参加予定者に返還していただいても構いませんが、その場合、当該チケット等が既に払戻請求権を放棄した証憑であることが明確にわかるように（放棄済みの印字など）した上で、返還するようにしてください。
問33	STEP2	払戻請求権放棄証明書の発行は、いつまでに行えばよいのか。	○ 払戻請求権放棄証明書は、参加予定者が確定申告の際に添付できるよう、放棄した翌年の1月31日までに発行してください。発行する際には権利を放棄された参加予定者の方にその旨をよくご説明ください。
問34	STEP2	払戻請求権放棄証明書を譲渡・売却することはできるのか。	○ 譲渡・売却はできません。
問35	STEP3	年末調整の対象になるのか。	○ 寄附金控除については、年末調整の対象とはなりません。参加予定者に確定申告をしていただく必要があります。
問36	STEP3	複数のチケットを保有しており、それぞれについて、指定の証明書の発行を受けているが、その場合はどのように申告すればよいのか。	○ 払戻請求権を放棄した全ての金額を申告することとなります。
問37	STEP3	他の寄附金控除と合算することができるか。例えば、チケットの購入金が2,000円以下だが、他の寄付金と合算すればそれを超える場合は、寄附金控除の適用を受けることが可能か。	○ 他の「（所得税法上の）特定寄附金」との合計額から2,000円を差し引くこととなります。したがって、チケット購入額が2,000円以下であったとしても、他の「（所得税法上の）特定寄附金」との合計額が2,000円を超えれば、寄附金控除を受けられます。
問38	STEP3	学生や専業主婦など所得税の納税義務を持たない者がチケットの払戻請求権を放棄した場合、その分の寄附金控除について、同じ世帯の納税義務者が受けることは可能か。	○ 今回の特例の対象者は、チケット代金を負担した者となりますので、学生や専業主婦の方のチケット代金を親や配偶者が負担している場合には、その負担している方が寄附金控除を受けることとなります。 ○ なお、主催者への申請は、チケット購入者が行うこととなりますので、チケット購入者とチケット代金の負担者が異なる場合には、申請書にチケット代金を負担した者の氏名とその方が放棄した金額などを記載してください。
問39	STEP3	友人分のチケット代を立て替えて購入したような場合、寄附金控除を受けられるのは誰か。	○ 今回の特例の対象者は、チケット代金を負担した者となりますので、あなたが友人分のチケットの代金を立て替えて支払ったとしても、寄附金控除を受けられるのはチケット代金を負担した友人になります。 ○ なお、主催者への申請は、チケット購入者（あなた）が行うこととなりますので、申請書にチケット代金を負担した者（友人）の氏名とその方が放棄した金額などを記載して申請してください。

チケット寄附税制に係る申請者向けQ & A（4月30日版）

文化庁・スポーツ庁

※このQ & Aは随時更新していきます。

設問番号	項目	質問	回答
問4 0	STEP3	複数のチケット代金の払戻し分を寄附した際に、公益法人等が主催する行事とそれ以外の法人等が主催するものが混在して、合計額で20万円を超えている場合には、どうしたら良いのか。	○ 既存の寄附金控除が認められている公益法人等が主催したイベントと、公益法人等以外の法人等（例えば株式会社）が主催したイベントの係るチケット代金の払戻し分を合計して20万円を超えて寄附している場合には、既存の寄附金控除が認められている公益法人等以外の法人等（例えば株式会社）が主催したイベントに係るチケットの払戻し分は本制度を、公益法人等が主催したイベントのチケット代金の払戻し分は既存制度を選択することで、税優遇を最大限に活用できるものと考えられます。
問4 1	経過措置	既に払戻しを受けてしまっている場合、払戻分を再度返還することで特例を受けることはできるのか。	○ 法律の施行から9か月以内（令和3年1月29日まで）に主催者に払戻分を返還した場合には、今回の特例でいうところの払戻請求権を放棄したものとみなし、寄附金控除を受けることができます。この場合についても、申告者は指定行事証明書の写しや払戻請求権放棄証明書を主催者から入手する必要があります。 ○ このような取扱いは、法律施行の前に払戻しを受けていた者や法律施行後の間もない時期に払戻しを受けてしまった者に配慮するための経過措置です。法律施行から6か月（令和2年10月30日）が経過した後払戻しを受けた場合は、今回の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。 ○ なお、主催者やプレイガイドのシステム上の問題でどうしても一度返金を受けてしまうような場合、当該返金が行われる前に、主催者が、参加予定者の請求権を放棄する意思を明確に確認している場合には、その一時的な返金のために本件の特例を受けられなくなることはありません。
問4 2	その他	今回の措置では、法人がチケットの払戻請求権を放棄した場合は対象とならないのか。	○ 法人が、イベントを中止等した主催者に対し、入場料等の払戻しを請求せず、当該払戻請求権の放棄をした場合においては、その主催者が法人の取引先であり、その主催者の復旧を支援することを目的として、被害が生じた後、相当の期間内に行われていることが書面などにより確認できるものについては、交際費等や寄附金に該当せず、全額損金として取り扱うことができます。個別の取扱いに関しては所轄の税務署にご相談下さい。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（抄）

（指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例）

第五条 個人が、指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小（第三項及び第四項において「中止等」という。）により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利（次項、第三項及び第五項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄を令和二年二月一日から令和三年十二月三十一日までの期間（次項、第三項及び第五項において「指定期間」という。）内にした場合（当該放棄をした年分の所得税につき第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、放棄払戻請求権相当額については、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条（同法第六十六条第一項の規定により準じて計算する場合を含む。）の規定を適用することができる。この場合において、同法第七十八条第一項中「支出した場合」とあるのは「支出した場合又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第一項（指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例）に規定する入場料金等払戻請求権の全部若しくは一部の放棄をした場合」と、同項第一号中「の額」とある

のは「の額及び新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第五条第二項に規定する放棄払戻請求権相当額」と、同条第四項中「控除は」とあるのは「控除（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第五条第一項の規定による控除を含む。）は」とする。

2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、個人がその年の指定期間内において同項の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金の額及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額並びにその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円）をいう。

3 個人が、指定行事の中止等により生じた当該指定行事の入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にした場合において、特定放棄払戻請求権相当額については、租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定を適用することができる。この場合において、同条第一項中「次に掲げるもの」とあるのは「次に掲げるもの」と、「という。」とあるのは「という。」又は個人がその全部若しくは一部の放

棄をした新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第三項に規定する入場料金等払戻請求権」と、「の合計額（）」とあるのは「及び同条第五項に規定する特定放棄払戻請求権相当額（以下この項において「特定放棄払戻請求権相当額」という。）の合計額（）」と、「同条第二項」とあるのは「所得税法第七十八条第二項」と、「定める金額」とあるのは「定める金額並びに特定放棄払戻請求権相当額」と、「の額の合計額を」とあるのは「の額及び特定放棄払戻請求権相当額の合計額を」とする。

4 第一項及び前項に規定する指定行事とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により中止等となった文化芸術又はスポーツに関する行事のうち、不特定かつ多数の者から入場料金、参加料金その他の対価の支払を受けて、当該対価の支払をした者に見せ、聴かせ、又は参加させる行事であつて、政令で定めるものをいう。

5 第三項に規定する特定放棄払戻請求権相当額とは、個人がその年の指定期間内において同項の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（所得税法第七十八条第一項の規定の適用を受ける金額並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額及

び同法第四十一条の十八の三第一項に規定する税額控除対象寄附金の額並びにその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。)の合計額(当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円)をいう。

6 第二項又は前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における同項の規定と租税特別措置法第四十一条の十八から第四十一条の十八の三までの規定との調整、第三項の規定の適用がある場合における同項の規定と同法第四十一条の十八又は第四十一条の十八の二の規定との調整その他第一項又は第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第三条 個人が、第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定

する入場料金等払戻請求権の行使を令和二年二月一日から政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項又は同条第三項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を同条第二項又は第五項に規定する放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、同条の規定を適用することができる。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（抄）

（指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例）

第三条 法第五条第四項に規定する政令で定める行事は、令和二年二月一日から令和三年一月三十一日までの間に所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第一号に規定する国内における一定の場所において行われた又は行われることとされていた文化芸術又はスポーツに関する行事のうち、不特定かつ多数の者から入場料金、参加料金その他の対価の支払を受けて、当該対価の支払をした者に見せ、聴かせ、又は参加させる行事であつて、新型コロナウイルス感染症が発生したことによる国又は地方公共団体からの行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小の要請を受けて中止若しくは延期又はその規模の縮小を行つた行事であると認められるものとして、文部科学大臣が指定するものとする。

2 法第五条第一項の規定により所得税法第七十八条の規定の適用がある場合における同項の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類についての所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百六十二条の規定の適用については、同条第一項第六号中「法第七十八条第二項

(寄附金控除)に規定する特定寄附金の」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第五条第二項(指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例)に規定する放棄払戻請求権相当額の計算に関する」と、「その他」とあるのは「、当該計算の基礎となる金額を証する書類及び当該放棄払戻請求権相当額に係る行事が同条第四項に規定する指定行事に該当することその他の財務省令で定める事実を証する書類として」とする。

3 法第五条第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十八から第四十一条の十八の三までの規定の適用については、同法第四十一条の十八第二項中「の合計額を」とあるのは「並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第五条第二項に規定する放棄払戻請求権相当額の合計額を」と、同法第四十一条の十八の二第二項及び第四十一条の十八の三第一項中「の合計額をいう」とあるのは「並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第五条第二項に規定する放棄払戻請求権相当額の合計額をいう」とする。

- 4 法第五条第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の三の規定の適用については、同条第六項第二号イ中「の合計額を」とあるのは、「並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第二項に規定する放棄払戻請求権相当額の合計額を」とする。
- 5 法第五条第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法第四十一条の十八から第四十一条の十八の三までの規定の適用については、同法第四十一条の十八第二項及び第四十一条の十八の二第二項中「の合計額を」とあるのは「並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第五条第五項に規定する特定放棄払戻請求権相当額の合計額を」と、同法第四十一条の十八の三第二項中「その他の事項を証する」とあるのは「を証する書類及び当該金額に係る行事が新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第五条第四項に規定する指定行事に該当することその他の財務省令で定める事実を証する書類として財務省令で定める」とする。
- 6 法第五条第三項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の三の規定

の適用については、同条第六項第二号イ中「の合計額を」とあるのは、「並びに新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第五条第五項に規定する特定放棄払戻請求権相当額の合計額を」とする。

7 文部科学大臣は、第一項の規定により行事を指定したときは、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例に関する経過措置)

第二条 法附則第三条に規定する政令で定める日は、法の施行の日から六月を経過する日とする。

2 法附則第三条に規定する政令で定める期間は、同条の個人が同条に規定する入場料金等払戻請求権の行使をした日から法の施行の日以後九月を経過する日までの期間とする。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則

(抄)

(指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例)

第三条 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令

(以下「令」という。) 第三条第二項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第二百六十二条第一項第六号に規定する財務省令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 法第五条第一項の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた同項の対価の払戻しを請求する権利に係る行事が同条第四項に規定する指定行事(以下第三項までにおいて「指定行事」という。)に該当すること。

二 法第五条第一項の個人が前号の指定行事の同項に規定する入場料金等払戻請求権(次項から第四項までにおいて「入場料金等払戻請求権」という。)の全部又は一部の放棄を同条第一項に規定する指定期間(第三項において「指定期間」という。)内にしたこと。

2 令第三条第二項の規定により読み替えて適用される所得税法施行令第二百六十二条第一項第六号に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 文部科学大臣の前項第一号に掲げる事実を証する書類で次に掲げる事項の記載があるものの写しとして同号の指定行事を行った又は行うこととしていた者（以下この項及び第四項において「指定行事主催者」という。）から交付を受けたもの

イ 当該指定行事の名称並びに当該指定行事が行われた又は行われることとされていた年月日及び場所
ロ 当該指定行事主催者の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地
ハ 文部科学大臣が当該書類を作成した年月日及びその整理番号

ニ その他参考となるべき事項

二 前号の指定行事主催者のイ及びロに掲げる事項を証する書類でハからヘまでに掲げる事項の記載があるもの

イ 前項第二号の放棄をした者の氏名

ロ 前項第二号の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額及びその放棄をした年

月日（法附則第三条の規定により法第五条第一項の規定の適用を受ける場合には、法附則第三条の入場料金等払戻請求権の行使をした年月日並びに支出をした寄附金の額に相当する金額及び当該支出をした年月日）

ハ 前号イ及びロに掲げる事項

ニ 当該指定行事主催者が当該書類を作成した年月日及びその整理番号

ホ ロに規定する入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（法附則第三条の規定により法第五条第一項の規定の適用を受ける場合には、ロに規定する支出をした寄附金の額に相当する金額）が次に掲げる寄附金の額に該当する場合には、その旨

(1) 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項に規定する特定寄附金の額

(2) 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金の額

(3) 租税特別措置法第四十一条の十八の三第一項に規定する税額控除対象寄附金の額

へ その他参考となるべき事項

3 令第三条第五項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の十八の三第二項に規定する財務省令で定める事実は、次に掲げる事実とする。

一 第一項第一号に掲げる事実

二 法第五条第三項の個人が第一項第一号の指定行事の入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄を指定期間内にしたこと。

4 令第三条第五項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第四十一条の十八の三第二項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第二項第一号に掲げる書類

二 第二項第一号の指定行事主催者のイ及びロに掲げる事項を証する書類でハからヘまでに掲げる事項の記載があるもの

イ 前項第二号の放棄をした者の氏名

ロ 前項第二号の放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額及びその放棄をした年月日（法附則第三条の規定により法第五条第三項の規定の適用を受ける場合には、法附則第三条の入

場料金等払戻請求権の行使をした年月日並びに支出をした寄附金の額に相当する金額及び当該支出をした年月日)

ハ 第二項第一号イ及びロに掲げる事項

ニ 当該指定行事主催者が当該書類を作成した年月日及びその整理番号

ホ ロに規定する入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（法附則第三条の規定により法第五条第

三項の規定の適用を受ける場合には、ロに規定する支出をした寄附金の額に相当する金額）が第二項

第二号ホ(1)から(3)までに掲げる寄附金の額に該当する場合には、その旨

へ その他参考となるべき事項

5 法第五条第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする場合における租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十九条の十の五第十二項の規定の適用については、同項中「法第四十一条の十八の三第一項の」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第三項の規定により法第四十一条の十八の三第一項の」と、「次の各号に掲げる法人の区分に応じ、

当該各号に定める書類又はこれらの」とあるのは「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための
国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）第三条第四項に規定する
書類又は当該」とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

s

地方税法等の一部を改正する法律(抄)

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

附則第六十二条を附則第六十四条とし、附則第六十一条を附則第六十三条とし、附則第六十条を附則第六十二条とし、附則第五十九条の次に次の二条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第六十条 道府県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第五条第四項に規定する指定行事(第三項において「指定行事」という。)の同条第一項に規定する中止等(第三項において「中止等」という。)により生じた同条第一項に規定する入場料金等払戻請求権(次項から第四項までにおいて「入場料金等払戻請求権」という。)の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして当該道府県の条例で定めるもの(次項において「道府県払戻請求権放棄」という。)を同条第一項に規定する指定期間(次項から第四項までにおいて「指定期間

「という。」内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に道府県放棄払戻請求権相当額の第三十七条の二第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、道府県民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において道府県払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円）をいう。

3 市町村民税の所得割の納税義務者が、指定行事の中止等により生じた入场料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして当該市町村の条例で定めるもの（次項において「市町村払戻請求権放棄」という。）を指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に市町村放棄払戻請求権相当額の第三百十四条の七第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、市町村民税に関する規定を適用する。

4 前項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において市

町村払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第三百十四条の七第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く

。）の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円）をいう。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第三条及び第四条の規定 令和三年一月一日

二 第二条中地方税法第二十条の十三の改正規定及び同法附則に十三条を加える改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六条の規定 令和三年四月一日

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の道府県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置）

第三条 道府県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係

法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事（次条において「指定行事」という。）の同法第五条第一項に規定する中止等（次条において「中止等」という。）により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下この条及び次条において「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和二年二月一日から政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄（次条において「入場料金等払戻請求権の放棄」という。）と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法（次条において「三年新法」という。）附則第六十条第一項及び第二項の規定を適用することができる。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の市町村民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置）

第四条 市町村民税の所得割の納税義務者が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の行使を令和二年二月一日から政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をした

ときは、当該寄附金の支出を入場料金等払戻請求権の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、三年新法附則第六十条第三項及び第四項の規定を適用することができる。

地方税法施行令の一部を改正する政令（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、令和三年一月一日から施行する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の道府県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置）

第二条 地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。次項及び次条において「改正法」とい

う。）附則第三条に規定する政令で定める日は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。同項及び次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）の施行の日から六月を経過する日とする。

2 改正法附則第三条に規定する政令で定める期間は、同条の納税義務者が同条に規定する入場料金等払戻請求権の行使をした日から新型コロナウイルス感染症特例法の施行の日以後九月を経過する日までの期間とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の市町村民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置)

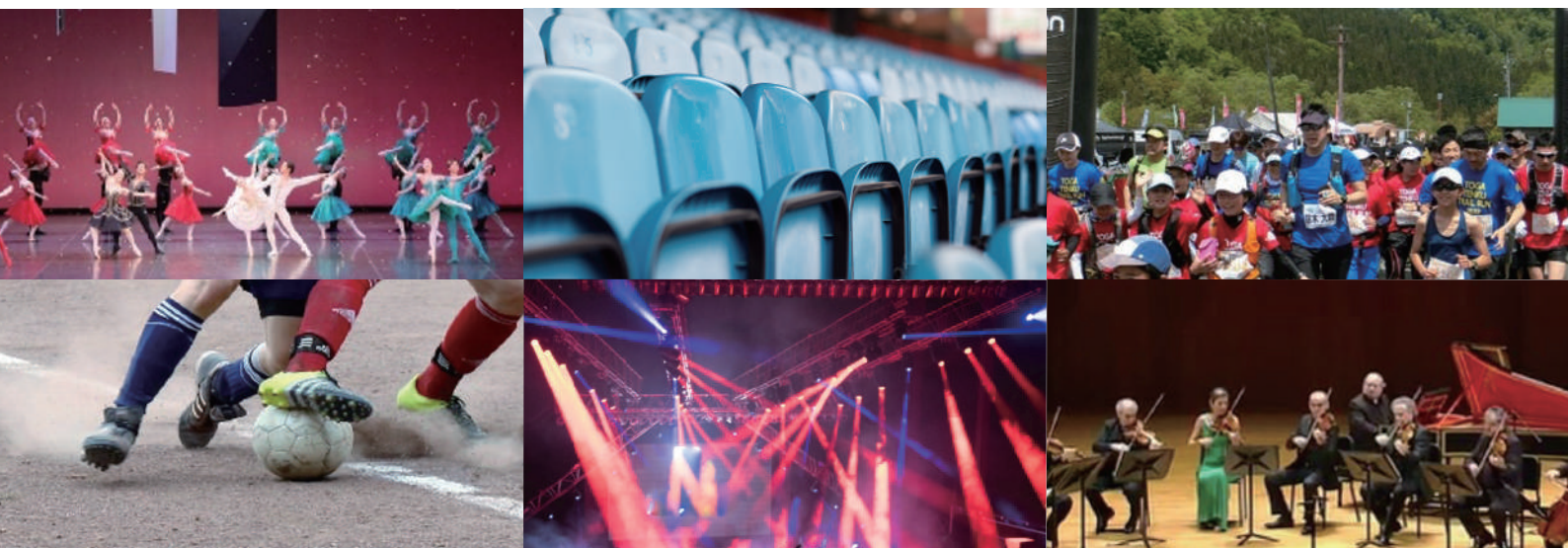
第三条 改正法附則第四条に規定する政令で定める日は、新型コロナウイルス感染症特例法の施行の日から六月を経過する日とする。

2 改正法附則第四条に規定する政令で定める期間は、同条の納税義務者が同条に規定する入場料金等払戻請求権の行使をした日から新型コロナウイルス感染症特例法の施行の日以後九月を経過する日までの期間とする。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止等した文化芸術・スポーツイベントの
**チケットを払い戻さず「寄附」することにより、税優遇を受けられる
制度が新設されました。**

新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、ファンの中に感染が広がる最悪の事態を避けるため、それまで全力で進めてきた準備をすべて投げうち、苦渋の決断で開催を中止等した文化芸術・スポーツイベントが数多くあります。

中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケットの払戻しを受けない(放棄する)ことを選択された方は、その金額分を「寄附」と見なし、税優遇(寄附金控除)を受けられる新たな制度を創設しました。



皆さんが応援するチーム・アスリートや今も力を与えてくれるアーティストなど、文化芸術・スポーツに関わる方々を応援したい、そんな「想い」を支える新しい税制が始まりました。

具体的な手続きは裏面をご覧ください⇒

寄附金控除までの具体的な流れ

STEP 1

主催者 ⇔ 文化庁・スポーツ庁

主催者からの申請に基づき、文化庁・スポーツ庁が対象イベントを指定

- 現に中止等(中止・延期・規模縮小)されたイベントを幅広く対象とします。
- 対象イベントは、文化庁・スポーツ庁のHPに順次アップします。

STEP 2

主催者 ⇔ 参加者 (払戻しを受けないことを選択された方)

参加者が対象イベントの主催者に払戻しを受けないことを連絡。
主催者から、指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書入手。

STEP 3

参加者 ⇔ 税務署

確定申告の際に、上記2点の証明書と共に申告。
(e-taxでの申告も可能)
⇒寄附金として税優遇の対象となります。

(優遇内容のイメージ)

10,000円のチケット代金を払い戻さずに「寄附」

⇒好きなアーティスト等に「寄附」できた上、最大4,000円の減税!

※具体的な減税額は、寄附された方の所得額や居住されている自治体により異なります。

※税額控除の場合、(対象チケット代金合計-2,000円)×40%(+住民税分)の減税。

(注)上記「-2,000円」は、今回の特例「寄附」以外の寄附も含めた年間寄附総額に対して一回のみ適用されます。

その他の留意点

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催予定だったものの、結果として中止等された一定の文化芸術・スポーツイベントであって、上記STEP1の手続を経て文化庁・スポーツ庁のHPに掲載されたものが対象となります。ただし、不特定多数を対象としていないイベント、そもそも払戻しが受けられないイベントは対象となりません。
- 年間ごとに合計20万円までのチケット代金分が、この制度による優遇の対象となります。
- 地方税の税優遇については、居住している自治体にお問合せください。



問合せ先 文化庁 本件税制担当
03-5253-4111 (内線:4764)

スポーツ庁 本件税制担当
[観戦チケットの払戻しについて] 03-5253-4111(内線:2686)
[イベント参加料の払戻しについて]03-5253-4111(内線:2688)

対象イベントの考え方

対象イベントの要件

- ①文化芸術又はスポーツに関するものであること※1
- ②令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された
又は開催する予定であったものであること
- ③不特定かつ多数の者を対象とするものであること
(広く一般にチケット等が販売されており、数名以上の参加が想定されていたものを指します)
- ④日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること
- ⑤新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止・延期・規模縮小されたものであること
- ⑥ ⑤の場合に払戻しがされたもしくはされる予定であること※2

(イベント参加者の皆様へ) 寄附金控除の対象となるのは、上記の要件を満たすものとして主催者が文化庁・スポーツ庁に申請し、指定を受けたイベントです。対象イベントは、指定され次第、順次、文化庁・スポーツ庁のHPIにアップします。

※1 例えば以下のようなイベントが想定されます。

- ・音楽コンサート、エンターテインメント、伝統芸能などの公演イベント
- ・映画、博物館等、個展、テーマパークなどの観覧イベント
- ・プロスポーツの試合、マラソン大会などの参加型スポーツイベント

※2 既に中止等が決定されたイベントで、払戻を行わないことを決定・公表している場合は、本要件を満たさないこととなります。

対象として想定されないもの

- ・身内・内輪のイベント
- ・明らかに文化芸術・スポーツ以外の目的で開催されるイベント
- ・違法なものや主催者が反社会的勢力に属するイベント

問合せ先



文化庁 本件税制担当
03-5253-4111 (内線:4764)



スポーツ庁 本件税制担当
[観戦チケットの払戻しについて] 03-5253-4111 (内線:2686)
[イベント参加料の払戻しについて] 03-5253-4111 (内線:2688)

チケットを払い戻さず寄附することをお考えの方へ

新型コロナウイルス感染症に関する政府の自粛要請を受けて、中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケット払戻しを受けない（放棄する）ことを選択された方は、その金額分を「寄附」と見なし、税優遇（減税）を受けられる新たな制度を創設しました。

皆さんが応援するチーム・アスリートやアーティストなど、文化芸術・スポーツにかかわる方々を応援したい、そんな「思い」を支える新しい制度です。

寄附控除適用までの具体的な流れ

STEP 1 主催者などがイベントの指定を受けた旨を公表します。

- 文化庁・スポーツ庁HPでも、申請中・指定済みのイベント・主催者のリストを確認することができます。

※本制度は主催者がイベントの指定を受けることが必要です。

STEP 2 – 1 主催者に払戻しを受けない意思を連絡します。

- 主催者指定の方法にて、払戻しをしない旨を連絡してください。
- その際チケット原本が必要な場合もありますので、**お手元のチケットは必ず保管しておくようにしてください。**

STEP 2 – 2 主催者から2種類の証明書をもらいます。

- 主催者から「**指定行事証明書**」、「**払戻請求権放棄証明書**」の2種類の証明書が届きますので、大切に保管してください。

STEP 3 翌年2月中旬～3月中旬に確定申告を行います。

- STEP2-2で主催者から交付を受けた2種類の証明書を、確定申告書や他の必要書類と共に税務署に提出します。

※確定申告はe-Taxが便利です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

※年末調整の対象とはなりませんので、税務署での申告が必要です。

※年間で合計20万円までのチケット代金分が、この制度の税優遇の対象となります。

Q 1 既に払戻しを受けていたら、対象にならないのですか？

- ◆ 既に払い戻してしまっていたとしても、主催者に対して、その払戻分を寄附することを連絡し、その後、実際に寄附を行えば、対象となります。
- ◆ 詳しい手続き方法については、主催者にお問い合わせください。
※法律の施行から9か月以内に、上記の払戻分の寄附を行っていただく必要があります。なお、法律の成立から6か月が経過した後に払戻しを受けた場合は特例の対象となりませんので、ご注意ください。

Q 2 学生なので所得税を納めていません。その場合は対象にならないのですか？

- ◆ 今回の特例の対象者は、チケット代金を負担した者となりますので、あなたのチケット代金を親（納税者）が負担している場合には、その方が寄附金控除を受けることとなります。
- ◆ なお、主催者への申請は、チケット購入者が行うこととなりますので、チケット購入者とチケット代金の負担者が異なる場合には、申請書にチケット代金を負担した者の氏名とその方が放棄した金額を記載してください。

Q 3 どのくらい減税されますか？

- ◆ 「寄附」合計額から2,000円を引いた額の40%分に当たる金額が、所得税から減税されます（税額控除方式の場合）。（お住まいの自治体が指定したイベントについては、さらに最大10%分が住民税から減税されます。）
※所得額から寄附額を差し引く所得控除方式を選択することも可能ですが、多くの方は上記の税額控除方式の方が減税額が大きくなります。
※「寄附」合計額は、今回の特例以外の既存の寄附金税制の対象寄附も含めた合計金額となります。

Q 4 確定申告はいつまでにどこに何を持参すればよいですか？

- ◆ 確定申告は翌年2月中旬～3月中旬に、各地の税務署にて受け付けています。
- ◆ 本税制に関する2種類の証明書のほかに、マイナンバーカードなどの本人確認書類、申告する年分の給与所得の源泉徴収票などが必要です。詳しくは、所轄の税務署等にお問い合わせください。

問合せ先 : 文化庁本件税制担当 03-5253-4111 (内線: 4764)

スポーツ庁本件税制担当

[観戦チケットの払戻しについて]

03-5253-4111 (内線: 2686)

[イベント参加料の払戻しについて]

03-5253-4111 (内線: 2688)